

京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第65号

京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則

(委任)

第1条 地方自治法第153条第1項の規定により、次に掲げる事務で区役所の所管に属するものを区長に委任する。

- (1) 京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）第26条の規定による委員会の設置に関すること。
- (2) 補助金条例第27条第2項並びに京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（以下「附属機関条例」という。）第3条及び第5条第2項の規定による委嘱又は任命に関すること。
- (3) 補助金条例第26条に規定する委員会及び附属機関条例第2条第1項に規定する附属機関に対する諮問に関すること。
- (4) 前号の委員会及び附属機関に関し必要な事項を定めること。

第2条 地方自治法第153条第1項の規定により、次に掲げる事務で消防局、交通局又は上下水道局の所管に属するものをそれぞれ消防局長、交通局長又は上下水道局長に委任する。

- (1) 京都市職員の分限に関する条例（以下「分限条例」という。）第9条、京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「指定管理者条例」という。）第16条及び補助金条例第26条の規定による委員会の設置に関すること。
- (2) 分限条例第10条第2項、指定管理者条例第17条第2項、補助金条例第27条第2項並びに附属機関条例第3条及び第5条第2項の規定による委嘱又は任命に関すること。
- (3) 分限条例第9条、指定管理者条例第16条及び補助金条例第26条に規定する委員会並びに附属機関条例第2条第1項に規定する附属機関に対する諮問に関すること。
- (4) 前号の委員会及び附属機関に関し必要な事項を定めること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)